



水土里ネット しんあん

令和4年4月 No.106

神安土地改良区

大阪府茨木市双葉町12番22号

発行人：理事長 小 西 要

TEL(072)634-2551 FAX(072)635-9973

E-Mail: info@shin-an.org

ホームページ: http://shin-an.org

令和3年12月末現在
地区面積：404.2ha
組合員数：2,130人



北川排水路護岸整備工事(第1工区)
が施工されました。

写真(上:竣工 中:施工中 下:着手前)

目 次

- 第72回通常総代会開会挨拶…………… 1
- 第72回通常総代会来賓挨拶…………… 2
- 第72回通常総代会開催…………… 3
- 令和3年度収支補正予算…………… 4
- 令和3年度事業 主な工事・業務の概要… 4～7
- 令和4年度当初予算…………… 8
- 令和4年度事業 主な工事・業務予定…………… 9
- 令和4年度組合費賦課・決済金…………… 10
- おしらせ…………… 11
- 事務所の建替え計画について…………… 12
- 事務所組織図…………… 13
- 21世紀土地改良区創造運動活動…………… 14～15

第72回 通常総代会開会挨拶



理事長 小西 要

皆様こんにちは。本日は第72回通常総代会を開催させていただきましたところ、あいにくの足元であるにもかかわらずご多忙の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の総代会は、大阪府において新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「まん延防止等重点措置」が3月6日まで延長されていることにより、書面議決による出席も可能とした開催とさせていただきましたこと、ご理解いただきますようお願いいたします。

それでは、改めまして第72回通常総代会開会に先立ち、一言ごあいさつ申し上げます。

平素は本区の事業推進にあたり格段のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本日ご審議をお願い申し上げます案件は、報告、審議事項合わせまして、43件にもおよぶ膨大なものでございます。

本総代会提出議案の作成につきましては、各担当理事会を経て、昨年12月17日および本年2月9日開催の理事会において慎重に審議を重ね、執行機関として作成いたしましたものでございます。総代各位には十二分にご検討を賜り、議決機関として、厳正なるご批判と公正なるご意見を仰ぎ、各議案に対するご賛同を賜りますれば幸甚でございます。ここで、皆様方に貴重なお時間をいただき、諸般の報告と令和4年度に処する所信を申し述べさせていただきます。

第1点目は、令和4年度から複式簿記会計への移行に伴う定款の一部改正、会計細則改正を行うものでございます。定款については、文言を農林水産省の示す基準に改正するものでございます。会計細則については、平成27年3月に農林水産省から通達があり、会計ソフトの選定、担当職員の研修を重ね、理事会ならびに監事会での承認を得て、本日上程するものでございます。後程、事務局からご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

第2点目は、本区事務所の建て替えについてでございます。事務所老朽化に伴い、本年度に「事務所棟更新積立金」を設置し、基本財産積立金の一部を取崩し、建替費用の積立を行いました。令和4年度におきましては、積立金の一部を取崩し、基本設計および調査業務を行う予定でございます。

第3点目は、永年勤続表彰でございます。今回の対象者は3名で勤続30年を迎えます。総代会終了後、皆様のお時間を頂戴いたしまして、表彰を行いたいと存じます。また、現参事の任期が本年3月31日までであり、それに伴い退職となります。後任として、本年度退職予定の大阪府職員を参事として4月より採用することとなっております。

最後になりましたが、令和4年度の予算全般につきましては、無駄を省き、適正な予算執行を心掛けて参ります。

新年度に向けて皆様方の忌憚のないご意見を頂戴致しまして、本土地改良区の事業運営を確実なものにして参りたいと思います。よろしくご検討賜りますようお願いを申し上げます。開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

神安土地改良区第72回通常総代会 所長あいさつ

大阪府北部農と緑の総合事務所
所 長 能 勢 淳



ただいまご紹介いただきました、大阪府北部農と緑の総合事務所の能勢でございます。

「神安土地改良区第72回通常総代会」のご開催、誠にありがとうございます。総代会の開催にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日お集まりの皆様方には、大阪府の農業施策の推進にあたり格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、常日頃から、農業用水路など土地改良施設の適切な維持管理にご尽力くださいます。誠にありがとうございます。

さて、皆様方、ご承知のとおり、一昨年以来新型コロナウイルスの感染がおさまることなく、第6波としてオミクロン株の感染が拡大し、大阪府内では3月6日まで、新型コロナウイルス特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」が適用されております。

新型コロナウイルスの新規感染者数は、最も多かった2月5日の15,618人から減少傾向にありますが、依然として多く、医療はひっ迫し厳しい状況が続いています。

このような中、昨日知事は、政府に「まん延防止等重点措置」の適用の延長を要請しました。

皆様方におかれましては、引き続き、密閉空間、密集場所、密接場面を避けること、マスクの着用、手洗い・消毒、こまめな換気といった感染対策を徹底していただきますようお願いいたします。

さて、大阪府では、現在、令和4年度から8年度までの5か年を計画期間とする新たな「おおさか農政アクションプラン」の策定を進めています。

このプランでは、府民とともに未来へつむぐ豊かな「農」を次世代に継承するために、5年後に農業産出額を22億円増やすことを目標に、スマート技術の導入や生産基盤の整備を進めていくこと、“おおさかもん”を購入している人の割合を5割以上にするために、“おおさかもん”を購入することができる拠点を充実させることなどを進めていきます。

また、農に関わる人数を100万人以上にするように、民間活力による農の体験機会の創出や半農半X等を通じた農業参画を促進していくこととしています。

大阪府としましては、土地改良区の皆さまと一緒に、様々な農業団体、関係機関、企業の方などへと協働の輪を広げ、プランの実現を目指してまいりたいと思いますので、皆さまのご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

結びに、神安土地改良区のますますのご発展と、本日お集りの皆様方のご健勝ご多幸を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。

本日はおめでとうございます。

※ 半農半X…小さな農業で食べる分だけの食を得て、ほんとうに必要なものだけを満たす小さな暮らしをし、好きなこと、やりたいことをして積極的に社会とかかわっていくこと

◇ 第72回通常総代会開催 ◇

令和4年3月1日、本区会議室において、第72回通常総代会が開催されました。

当日は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本区規約第11条の2の規定に基づき書面議決権の行使も可とし、出席人数を減少した中で執り行い、報告承認事項および審議事項がすべて原案どおり承認ならびに可決されました。

◎ 報告事項

1. 一般主要事務報告について
2. 令和3年度 定期監査（第1・第2および第3四半期）の報告について
3. 令和3年度事業 工事ならびに業務の進捗状況について
4. 処務規程の一部改正について
5. 記章に関する規程の一部改正について
6. 理事長専決規程の一部改正について
7. 職員退職給与金特別会計規程の廃止について
8. 土地改良施設更新積立金の設置・管理および処分に関する規程の一部改正について
9. 事務所棟更新積立金の設置・管理および処分に関する規程の一部改正について
10. 転用決済金の管理運用規程の廃止について
11. 総代ならびに役員退任手当基金規程の一部改正について
12. 職員退職給与基金規程の一部改正について
13. 維持管理事業積立金の設置・管理および処分に関する規程の制定について
14. 償還資金積立金の設置・管理および処分に関する規程の制定について
15. 職員の再雇用に関する規程の一部改正について
16. 職員退職給与金支給規程の一部改正について
17. 処務規程第15条に定める完結文書の取扱要領の一部改正について
18. 令和3年度「21世紀土地改良区創造運動」の活動報告について
19. 本区ならびに高槻市東部土地改良区の施設等の移管について

◎ 報告承認事項

1. 会計細則の改正について

2. 会計細則第29条に定める手持現金の取扱要領の廃止について
3. （新）会計細則第27条に定める小口現金取扱要領の制定について
4. 用排水調整委員会処務規程の一部改正について
5. 地区除外等処理規程の一部改正について

◎ 審議事項

〔令和3年度関係〕

1. 定款の一部改正について
2. 総代選挙規程の一部改正について
3. 役員選挙規程の一部改正について
4. 土地改良事業計画の一部変更について
5. 規約の一部改正について
6. 契約ならびに工事執行規程の一部改正について
7. 令和3年度一般会計第2次収支補正予算(案)
8. 令和3年度決済金特別会計第2次収支補正予算(案)
9. 本区所有地の処分価格等について

〔令和4年度関係〕

1. 令和4年度一般会計収支予算(案)
2. 組合費賦課ならびに徴収について
3. 一時借入金借入について
4. 維持管理事業積立金の一部取崩しについて
5. 土地改良施設更新積立金の一部取崩しについて
6. 償還資金積立金の一部取崩しについて
7. 事務所棟更新積立金の一部取崩しについて
8. 維持管理計画書の一部改正について
9. 令和4年度決済金決定について
10. 令和4年度「21世紀土地改良区創造運動」活動計画(案)



◇ 令和3年度 収支補正予算 ◇

☆ 令和3年度一般会計ならびに決済金特別会計第2次収支補正予算は、次のとおりです。
(今回補正分のみ計上)

一 般 会 計 第2次補正

(単位：千円)

収 入				支 出			
款	既定予算額	補 正 額	予算額合計	款	既定予算額	補 正 額	予算額合計
② 使用料および手数料	249,150	320	249,470	① 事 務 費	225,283	△ 10,848	214,435
③ 財 産 収 入	25,707	2,264	27,971	③ 事 務 所 費	10,150	△ 275	9,875
⑤ 維持管理費負担金	87,368	△ 150	87,218	④ 維持管理事業費	132,178	△ 1,248	130,930
⑥ 補 助 金	106,675	△ 1,811	104,864	⑤ 土地改良事業費	167,646	△ 3,694	163,952
⑦ 分担金および負担金	55,317	△ 700	54,617	⑥ 財 産 費	515,405	20,434	535,839
⑨ 雑 収 入	1,210	479	1,689	⑧ 負 担 金	43,048	△ 1	43,047
⑩ 固定資産売却収入	0	2,940	2,940	⑩ 予 備 費	4,338	△ 1,026	3,312
収 入 合 計	1,114,088	3,342	1,117,430	支 出 合 計	1,114,088	3,342	1,117,430

(△は減額)

決済金特別会計 第2次補正

(単位：千円)

収 入				支 出			
款	既定予算額	補 正 額	予算額合計	款	既定予算額	補 正 額	予算額合計
① 決 済 金	11,184	2,195	13,379	① 積 立 金	11,250	2,195	13,445
収 入 合 計	11,256	2,195	13,451	支 出 合 計	11,256	2,195	13,451

◇ 令和3年度事業 主な工事・業務の概要 ◇

《事業担当理事および監事合同現場視察》

令和4年2月18日(金)に、事業担当理事および監事が令和3年度事業の工事現場を視察されました。

大阪府営事業
幹線排水路整備(3)工事



大阪府営事業
三島江柱本水路整備(3)工事(その2)



下記のとおり工事・業務を実施しました。関係地区の皆様には、ご協力をいただきありがとうございました。

	事業区分	工事又は業務名	工事又は履行場所	工事又は業務内容
📷	国庫補助事業	1 神安地区水路転落防止柵設置工事(墓路・鮎川水路)	高槻市唐崎南3丁目地内ほか	転落防止柵設置 385.4m
		2 北川排水路護岸整備工事(第1工区)	茨木市横江1丁目ほか地内	護岸整備 144.94m
		3 浮ヶ町水路改修工事(第3工区)	高槻市西面北1丁目地内	水路改修 24.1m
📷		4 玉川用水路補修工事(第2工区)	高槻市玉川2丁目ほか地内	水路補修 257.90m
📷		5 鳥飼三箇牧水路転落防止柵設置工事	摂津市安威川南町地内	転落防止柵設置 658.3m
		6 別府用水路補修工事(第1工区)	摂津市東別府5丁目ほか地内	目地補修工 95箇所
		7 目垣北水路安全施設設置工事	茨木市目垣2丁目地内	縞鋼板設置 62.8m
		8 新堂取水揚水機場取水樋門ほか1樋門整備工事	茨木市新堂1丁目ほか地内	樋門更新 2門
		9 三島江中樋門ほか1樋門電動化工事	高槻市三島江2丁目ほか地内	樋門電動化 2門
		10 鳥飼北部揚水機場ポンプ整備工事	摂津市鳥飼新町1丁目地内	ポンプ付帯設備更新 1式
📷		11 明治水路鋼矢板塗装工事(第9工区)	高槻市唐崎中4丁目ほか地内	鋼矢板塗装 203.5㎡
		12 水管理情報伝送装置実施設計業務	高槻市大字唐崎1318番1ほか10箇所	実施設計 1式
		13 三箇牧揚水機場機能保全計画策定業務	高槻市大字唐崎1318番1	機能保全計画策定 1式
		14 三箇牧揚水機場施設計画策定業務	高槻市大字唐崎1318番1	施設計画策定 1式
	神安単独事業	15 目垣北水路安全施設設置工事(その2)	茨木市目垣2丁目地内	縞鋼板設置 7.3m
		16 溝ノロサイホン申請図面作成業務	吹田市南正雀2丁目ほか地内	図面作成 1式
		17 三箇牧揚水機場用水計画策定業務	高槻市大字唐崎1318番1ほか地内	用水計画策定 1式
📷	維持管理事業(用排水路)	18 鮎川水路水路壁整備工事	茨木市鮎川4丁目地内	水路壁補修 12箇所
📷	維持管理事業(堰樋管)	19 神子田1号樋改修工事	高槻市三島江2丁目地内	樋門設置 1門



[工事実施状況]

《国庫補助事業》

【北川排水路護岸整備工事(第1工区)】

護岸ブロックにはらみ出しが進行し、水路が脆弱になっていたため、護岸ブロックの積直しを行い水路の長寿命化を図りました。

(着手前)



(竣工)



【鳥飼三箇牧水路転落防止柵設置工事】

平成30年に発生した台風21号により、転落防止柵が倒壊し損傷が進行していたため、転落防止柵の改修を行い水路への転落を防止しました。

(着手前)



(竣工)



【玉川用水路補修工事(第2工区)】

経年劣化により、壁面の摩耗が進行していたため表面被覆工法によりライニングし、水路の長寿命化を図りました。

(着手前)



(竣工)



《国庫補助事業(維持管理適正化事業)》

【明治水路鋼矢板塗装工事(第9工区)】

鋼矢板護岸の腐食が進行していたため、防錆効果のある塗装を施工し水路の長寿命化を図りました。

(着手前)

(竣工)



《神安単独事業》

【鮎川水路水路壁整備工事】

コンクリート柵渠水路が老朽化し部分的に崩壊していたため、コンクリート打設を行い水路の機能回復を行いました。

(着手前)

(竣工)



【神子田1号樋改修工事】

ハンドルの位置が低く、操作に支障をきたしていた樋門を取り替えて、操作性の向上を図りました。

(着手前)

(竣工)



◇ 令和4年度 当 初 予 算 ◇

☆ 令和4年度一般会計の予算は、次のとおりです。
なお、令和4年度から複式簿記への移行に伴い、職員退職給与金特別会計および決済金特別会計が一般会計の特定資産に組み込まれますので、特別会計が無くなります。

【 一 般 会 計 】

(単位：千円)

収 入		支 出	
款	予 算 額	款	予 算 額
① 土地改良事業収入	153,859	① 土地改良事業費支出	246,834
② 附帯事業収入	247,946	② 一般管理費支出	235,805
③ 基本財産運用収入	10,095	③ 土地改良事業負担金支出	25,766
④ 特定資産運用収入	2,901	④ 借入金返済支出	9,951
⑤ 補助金等収入	56,885	⑤ 支払利息	610
⑥ 交付金収入	18,000	⑥ 固定資産取得支出	180
⑦ 雑収入	1,445	⑦ 基本財産積立支出	1,000
⑧ 特定資産取崩収入	59,473	⑧ 特定資産積立支出	31,493
⑨ 繰越金	7,000	⑨ 雑支出	5
		⑩ 予備費	5,960
合 計	557,604	合 計	557,604

- (1) 土地改良事業収入
賦課金(組合費等)・転用決済金(旧決済金特別会計)・負担金(各市)収入であり、職員人件費等の一般管理費支出や土地改良事業費支出に充当
- (2) 附帯事業収入
本区が管理している土地改良施設の他目的使用に伴う使用料等で、「施設使用ならびに手数料徴収規程」に基づいて徴収し、維持管理費等の一般管理費支出や土地改良事業費支出に充当
- (3) 土地改良事業費支出
維持管理事業・適正化事業・団体営事業等の土地改良事業に関する経費
- (4) 一般管理費支出
事務費や事務所費といった組織運営のために要する一般経費

◇ 令和4年度 主な事業予定 ◇

本年度は下表のとおり事業を予定していますので、地域の皆様のご協力をお願いします。

○府営事業

	事業区分	事業名	事業場所
1	国庫補助事業 (農村地域防災 減災事業)	幹線排水路整備(3)工事	幹線排水路(大阪市東淀川区相川 3丁目ほか)

○団体営事業

	事業区分	事業名	事業場所
1	国庫補助事業	北川排水路護岸整備工事(第2工区)	茨木市横江1丁目ほか地内
2		玉川用水路補修工事(第3工区)	高槻市玉川2丁目地内
3		別府用水路補修工事(第2工区)	摂津市安威川南町地内
4		五反田樋門電動化工事	高槻市唐崎西2丁目地内
5		水管理情報伝送装置整備工事(その1)	高槻市大字唐崎1318番1ほか10箇所
6		鳥飼南水路護岸ライニング工事(第6工区)	摂津市鳥飼下3丁目ほか地内
7		三箇牧揚水機場高圧機器取替工事	高槻市大字唐崎1318番1

用水供給業務に支障がない事業につきましては、順次事業を進めてまいります。また、その他の事業につきましては、農繁期終了後に取り掛かってまいります。



図1 北川排水路



図3 別府用水路



図4 五反田樋門



図6 鳥飼南水路

◇ 令和4年度 組合費賦課について ◇

1. 賦課金額

用水地区 賦課金	1.0㎡につき	3.54 円
排水地区 賦課金	1.0㎡につき	0.95 円

地目が「田」であり、現況が土盛りされた「畑」の場合で、かつ農業委員会に届け出された農地については、用水地区賦課金額の「2分の1」の金額となります。

なお、休耕田については、従来どおり賦課となりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。



2. 賦課金の徴収時期及び方法

- (1) 賦課期日 令和4年4月1日
- (2) 賦課通知日 令和4年5月2日
- (3) 組合費の賦課徴収期限 令和4年5月31日
- (4) 組合費の賦課期日後、新たに納付義務の発生したものに対しては、その発生の翌月から月割をもって賦課されます。
- (5) 組合費の賦課期日後、納付義務の消滅したものに対しては、その年度の組合費は全額徴収となります。
- (6) 賦課の徴収にあたっては、個人徴収を除き、区域内の土地改良区および実行組合に委任させていただきます。
- (7) 排水賦課金ならびに摂津市域における用水賦課金(摂津市域在住で摂津市域に農地をお持ちの組合員に限る)については、組合員に代わり、組合費を関係市にそれぞれ負担いただいています。

※令和3年度より、浄水賦課金の名称は用水賦課金に統合されております。

◇ 令和4年度 決済金について ◇

- ◎ 組合員は、農地を転用する場合、土地改良法第42条第2項の規定により、土地改良区の事業に関する権利義務に必要な決済をすること、並びに同法第43条の規定により、その土地について、組合員の資格を喪失した旨を、土地改良区に通知する義務があります。

「決済」とは、土地改良施設の維持管理費相当額および老朽化が進んでいる土地改良施設の更新に必要な事業費(本区負担分のみ)ならびに過去の土地改良施設改修工事等の際に、土地改良区が借り入れた(株)日本政策金融公庫資金の返済について、残りの組合員に過重な負担がかからないように、農地を転用する組合員の方にご負担いただくものです。

決済金の種類には、「維持管理費決済金」「土地改良施設更新費決済金」「未償還金決済金」があり、全てについて決済する必要があります。

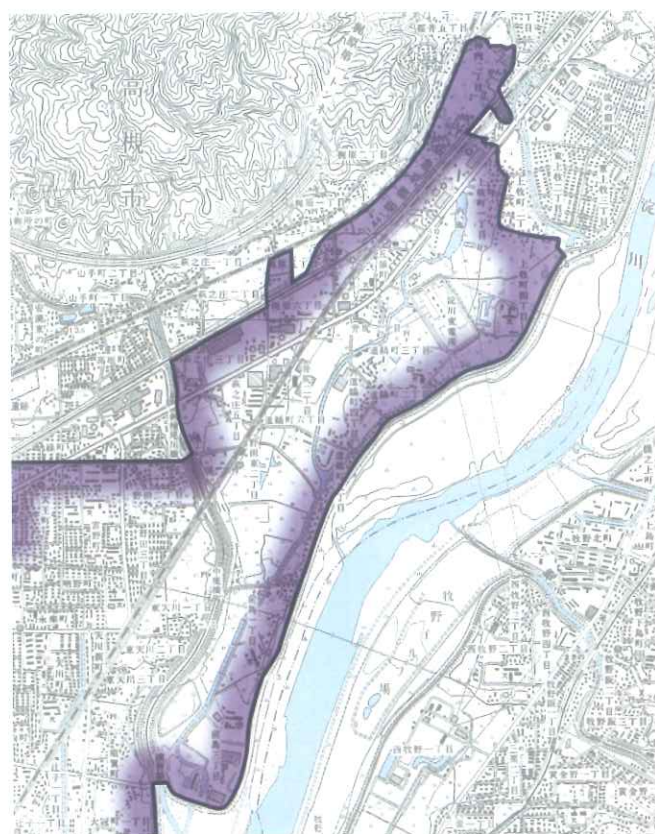
(1.0㎡当たりの決済金)		(単位:円)		その他、手数料として一筆につき、1,100円(市街化区域を除く)と施設使用料(下水道完備地区は除く)一時金として1㎡当たり225円がかかります。ただし、施設使用料については、農地法第4条分に限り、500㎡までは減免することができます。また、これら手数料等については別途消費税等を加算します。
決済金の種類	用水区域	排水区域	用排水区域	
維持管理費決済金	339.1	31.6	370.7	
土地改良施設更新費決済金	79.7	79.7	79.7	
未償還金決済金	6.8	6.8	6.8	
合 計	425.6	118.1	457.2	

公共(道路、公園等)の用地として買収される農地についても決済金が必要となります。この手続きを怠りますと、組合費がいつまでも賦課されることになりますので、お忘れのないようお願いします。

組合費賦課及び決済金について不明な点がございましたら、総務課庶務係までお問い合わせ下さい。

◇ お し ら せ ◇

☆新名神および十三高槻線関連道路整備工事等に伴う用地買収について



高槻市五領地区をはじめ、本区管内における道路整備工事に伴う用地買収につきましても、土地改良法第42条ならびに第43条の規定に基づき、土地改良区への届出と決済金の納付が義務付けられています。

組合員の皆様には決済金制度の趣旨をご理解いただき、本区への手続きをお願いします。

また、本区への手続きとは別に、高槻市東部土地改良区に用水受益地としての手続きもお願いします。

すでに通知を受けられた方についてはお手続きを、また、今後用地買収に該当される方は、通知がございましたら速やかにお手続きくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

関係地区

神内2丁目(一部)、上牧北駅前町、上牧町1・2(一部)・3～5丁目、梶原中村町、五領町、梶原3(一部)・4・5(一部)・6(一部)丁目、井尻1・2丁目、道鶴町1～6丁目、萩之庄2(一部)・3～5丁目、前島1～5丁目、野田東1・2丁目、東天川4・5丁目

◆ 職員の永年勤続表彰 ◆

第72回通常総代会終了後、理事長から永年勤続者[勤続期間 30年]に対し表彰されました。



写真左から、山野企画調整室長兼出納主任、山尾工務課長兼事業係長、小池管理係長兼配水係長

◇ 事務所の建替え計画について ◇

茨木市双葉町地内にあります本区事務所においては、昭和40年に築造されてから57年経過しており、老朽化が著しくまた、耐震強度不足も指摘されておりますので事務所の建替えを計画しております。

令和4年度においては、現事務所の測量、土質調査及び基本設計を計画しています。



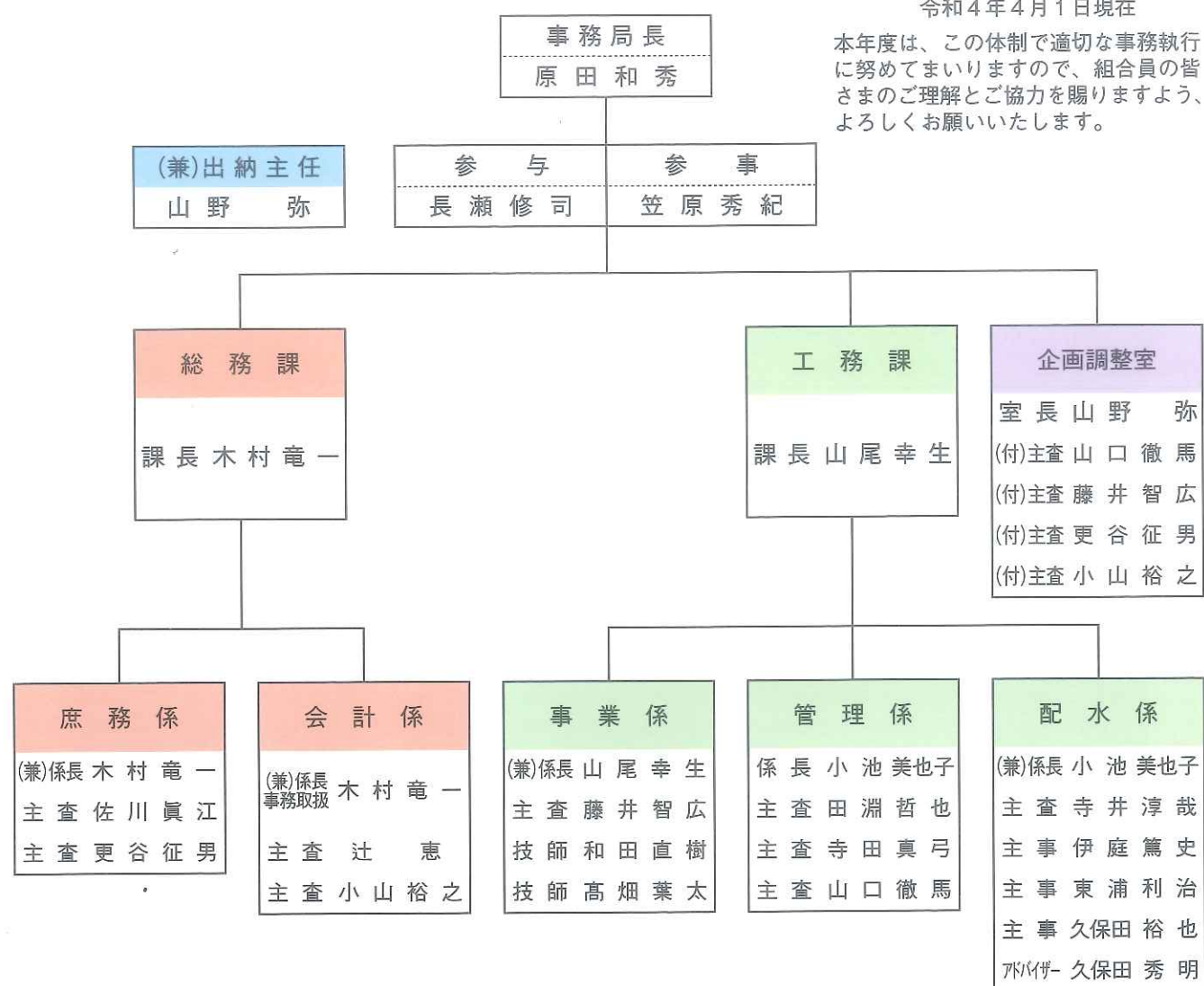
昭和47年の本区事務所

神安土地改良区 令和4年度 事業所建替え計画

	令和4年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
測量及びボーリング調査												
事務所建替え基本設計												

令和4年度に調査および基本設計を完了し、翌年度から実施設計等、順次進めて参ります。

◇ 令和4年度 事務局組織図 ◇



*退職職員紹介



長谷川 博文

長谷川博文さんは、平成28年4月より工務課長及び参事として本区の運営に携わっていただき、その温厚な人柄と農業行政で培った経験と高い見識でもって職員の指導にもご尽力されました。
長い間、ご苦勞様でした。



*新規採用職員紹介



笠原 秀紀 (参事)

平成19年4月から平成22年3月までの3年間大阪府から技術専門役として神安に出向しておりました。ご縁を頂き、この4月から職員としてこれまでの経験を活かし神安土地改良区発展のために尽力して参りますので、よろしくお願いいたします。

21世紀土地改良区創造運動活動

【令和3年度の活動】

十丁堰水路花壇の花の植え替え

令和3年10月29日(木) 茨木市平田台の十丁堰水路において、周辺住民の方々と花の植え替えを行いました。



西ノ川広場チューリップの球根と花植え

令和3年11月9日(土)、高槻市西面地区西ノ川広場にて、周辺住民の皆さんの参加の下、植栽を行いました。



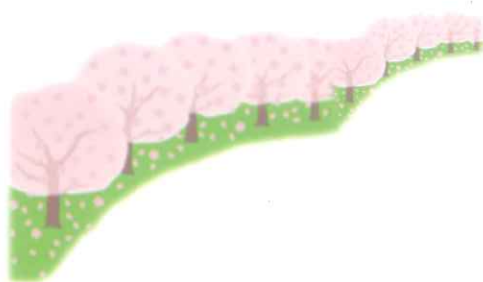
三島江地区花いっぱい運動

令和3年11月21日(日) 高槻市三島江地区において、周辺住民の方々とハンギングバスケットやプランターの花の植え替えを行いました。



【令和4年度の活動予定】

市 名	開催年月日	活 動 内 容	地区および場所
高 槻 市	三箇牧地区農空間保全協議会の活動への参画		
	5月、11月	三島江地区花いっぱい運動	三島江地区
	10月	コスモスロード	三島江地区
	11月	幹線用水路緑化フェスタ	西面地区
	総合学習ほか		
	5月～10月	米づくり体験、水辺の学習	三箇牧小学校
茨 木 市	5月、11月	十丁堰水路花壇の花の植え替え	平田台・大同町地区
摂 津 市	6月、11月	味生水路花いっぱい運動	南別府地区



※令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から昨年同様チューリップフェスタの開催を中止し、チューリップフェスタウィークとして自由に散策していただけますのでお気軽にお越しください。従来の催しものはございません。詳しくはホームページをご覧ください。

ウィーク期間：令和4年4月1日（金）～4月15日（金）

※令和4年度のれんげまつりに関しても開催は中止となりますが、れんげは4月末ごろまで咲いていますのでご覧いただけます。

△注意事項△

- ◎近隣の方の迷惑になりますので、ゴミは捨てないでお持ち帰りください。
- ◎花壇や田圃の中に入って、花を摘んだりはしない様にしてください。
- ◎近隣に駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用ください。